

ベルトコンベア跡トンネル施設貸付

実施要領

2026年6月

神戸市

## 目 次

|                 |    |
|-----------------|----|
| I. 公募スケジュール     | 1  |
| II. 事業の概要       | 2  |
| 1. 趣 旨          | 2  |
| 2. 事業対象地の概要     | 2  |
| 3. 公募条件         | 3  |
| 4. 施設等利用の条件     | 5  |
| III. 申込方法等      | 8  |
| 1. 実施要領等の配布     | 8  |
| 2. 応募予定者登録・辞退   | 8  |
| 3. 現地見学会        | 9  |
| 4. 質問受付・回答      | 9  |
| 5. 申込手続き等       | 10 |
| （1）申込用紙の配布      | 10 |
| （2）申込の受付        | 10 |
| （3）申込に必要な書類     | 11 |
| 6. 入札保証金の納付について | 12 |
| 7. 開札           | 13 |
| 8. 支払期限         | 14 |
| 9. 契約の締結        | 15 |
| 10. 施設等の引渡し     | 15 |
| 11. その他事項       | 15 |
| IV. 添付資料一覧      | 16 |

## I. 公募スケジュール

|             |  |
|-------------|--|
| (1) 実施要領の配布 | 令和8年6月12日(金)～令和8年7月31日(金)<br>※原則、電子データで配布  |
| ↓           |  |
| (2) 応募予定者登録 | 令和8年6月12日(金)～令和8年7月10日(金)午後5時まで<br>※原則、現地見学会参加・質問受付・申込受付には、応募予定者登録が必要となります。      |
| ↓           |  |
| (3) 現地見学会   | 見学会：令和8年6月25日(木)午後2時～<br>※事前の申込み及び応募予定者登録が必要です。<br>※原則、質問受付には、現地見学会への参加が必要となります。 |
| ↓           |  |
| (4) 質問受付・回答 | 受付：現地見学会後～令和8年7月3日(金)午後5時まで<br>回答：令和8年7月中下旬頃                                     |
| ↓           |  |
| (5) 申込受付    | 令和8年7月27日(月)～令和8年7月31日(金)<br>※午後5時まで(必着)<br>※受付後、提出された申込資料等に基づき、借受人としての資格を審査します。 |
| ↓           |  |
| (6) 入札書の開封  | 令和8年8月下旬(予定)<br>※開封後、借受人としての資格を有する申込者に対して、結果を通知します。                              |
| ↓           |  |
| (7) 契約締結日   | ～令和8年10月頃(予定)  |
| ↓           |  |
| (8) 施設等の引渡し | 契約締結後～概ね3か月後まで(予定)   |

(6)以降のスケジュールはあくまで予定であり、前後する可能性があります。

## II. 事業の概要

### 1. 趣 旨

ベルトコンベアは、1964年の運転開始から約41年間にわたり、住宅団地や産業団地の整備など、神戸のまちづくりを支えてきた土砂運搬施設です。ベルトコンベアの稼働終了後は既に施設の撤去等を行っていますが、ベルトコンベア跡トンネル特有の環境を活かした民間事業者による長期の利活用により、既存施設の有効活用を図るため、令和7年11月4日から令和8年12月24日にサウンディング型市場調査を実施し、研究実証拠点、情報関連施設、植物工場、貯蔵・保管庫等の活用に向けた意見をいただきました。

これらのサウンディング型市場調査を通して得られた知見や提案を踏まえ、長期の利活用を目的とし、ベルトコンベア跡トンネル及びその出入口の土地（以下、「本施設等」という。）について、民間事業者自ら管理・運営することを条件とした貸付入札を実施します。

### 2. 事業対象地の概要

所在：神戸市西区押部谷町木見～神戸市西区見津が丘

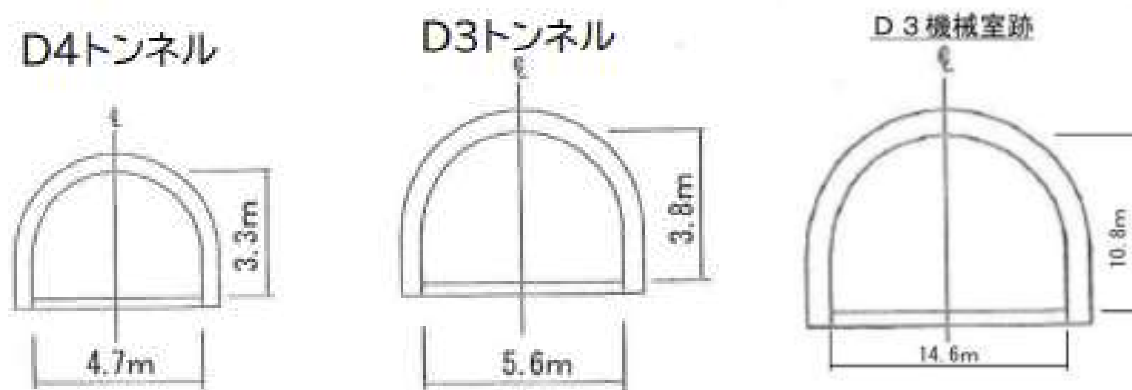
対象：トンネル部：総延長約14.5kmのうち、約3km 面積：約17,000㎡

(D4機械室～D3機械室跡+D3トンネル500m)

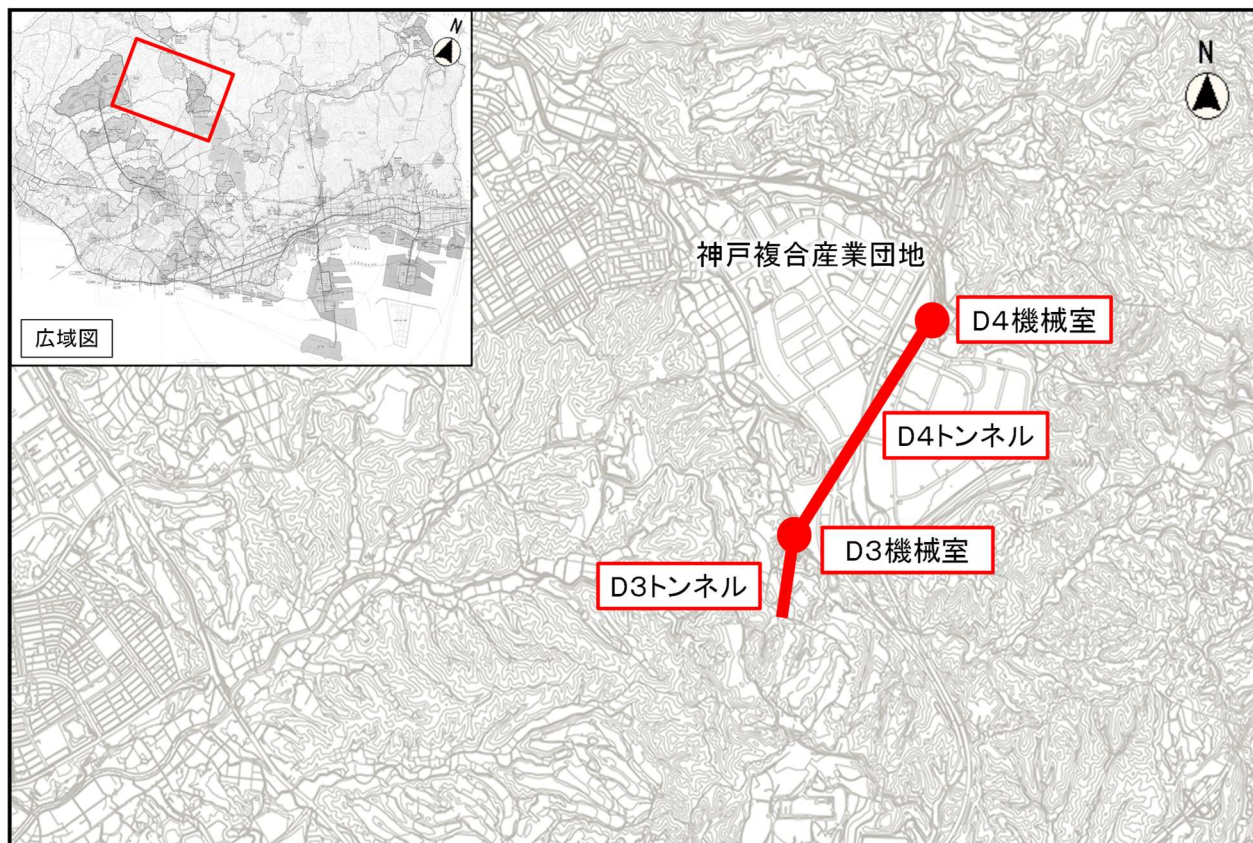
地上部：トンネル出入口の土地（詳細は応募予定登録者に開示します。）

※トンネル出入口の土地については、活用を希望する場合トンネル部落札者に随意契約します。賃貸面積等については、本市と協議するものとします。

主な断面構造：下図のとおり



位置データ：下図のとおり



※本施設等の詳細については、応募予定登録者に開示いたします。

### 3. 公募条件

|          |  |
|----------|--|
| 基本方針     | トンネル部の環境を活用した事業の用途に供すること。<br>※賑わい・集客等の施設については施設の安全管理上不可とします。   |
| 貸主（所有権者） | 本市   |
| 契約の種類    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル部：トンネル施設賃貸借契約【民法（明治29年法律第89号）第601条】<br/>※借地借家法（平成3年法律第90号）の規定の適用はないものとします。<br/>※トンネルの管理について、落札者の責任において管理していただきます。本市と協議の上、管理協定を締結する予定です。</li> <li>・地上部：事業用定期借地権設定契約【借地借家法第23条第2項】<br/>（以下「事業用定借」という。）<br/>※地上部に関して、落札者が活用しない場合、事業用定借は締結しません。ただし、トンネル出入口の土地の管理については、落札者の責任において管理していただきます。本市と協議の上、管理協定を締結する予定です。</li> </ul> |
| 契約期間     | 本施設等引渡し日より10年間から20年間<br>※ただし、必要と認められる場合は、再契約について協議ができるものとします。ただし、期間の延長が認められた場合でも、賃借権の存続  |

|                        | 期間は30年を超えることはできません。   |     |     |       |          |      |            |           |                     |
|------------------------|---|-----|-----|-------|----------|------|------------|-----------|---------------------|
| 最低提案価格                 | トンネル部：月額賃料 60 万円（税込み）<br>地上部：活用を希望される場合は落札者に随意契約します。<br>詳細は応募予定登録者に開示します。   |     |     |       |          |      |            |           |                     |
| 契約保証金                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設等の月額賃料 12 か月相当額</li> <li>・契約締結時までに、本市が発行する「納入通知書兼領収証書」により、本市の公金収納を行っている金融機関で納付してください。</li> <li>・契約期間が終了したとき、または本契約が解除されたときは、契約書に定める現状復旧の完了を確認し、本市へ事業対象地が返還された後に未払い債務等を差し引いた上で無利息にて返還します。</li> </ul>  |     |     |       |          |      |            |           |                     |
| 賃料及び保証金の改定             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃料及び契約保証金は、公租公課、物価又は地価の上昇その他の経済事情の変動により、当該賃料が不相当と認められる場合は、見直しすることがあります。</li> </ul>  |     |     |       |          |      |            |           |                     |
| 賃料の支払等                 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約保証金</td> <td>本契約締結日まで</td> </tr> <tr> <td>初回賃料</td> <td>本施設等引渡し日まで</td> </tr> <tr> <td>賃料（第2回目～）</td> <td>毎年契約で指定する日まで（前期・後期）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）初回賃料は、本施設等引渡し日までにお支払いいただきます。支払期限を守らなかった場合は、年 14.6%の割合で計算した遅延損害金をお支払いいただきます。</p> | 内 容 | 期 限 | 契約保証金 | 本契約締結日まで | 初回賃料 | 本施設等引渡し日まで | 賃料（第2回目～） | 毎年契約で指定する日まで（前期・後期） |
| 内 容                    | 期 限   |     |     |       |          |      |            |           |                     |
| 契約保証金                  | 本契約締結日まで  |     |     |       |          |      |            |           |                     |
| 初回賃料                   | 本施設等引渡し日まで  |     |     |       |          |      |            |           |                     |
| 賃料（第2回目～）              | 毎年契約で指定する日まで（前期・後期）   |     |     |       |          |      |            |           |                     |
| 施設等利用目的                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設等の利用目的は、「基本方針」に沿う施設を自ら管理・運営するものに限りません。</li> <li>・事業内容について、地元自治会や地域住民、その他関係者等への説明は、借受人の責任において行ってください。</li> </ul>  |     |     |       |          |      |            |           |                     |
| 公序良俗に反する使用の禁止、風俗営業等の禁止 | <p>①本施設等を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。</p> <p>②本施設等を、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業の用に供することはできません。</p> <p>③本施設等を、上記①②と同等類似と認められる用途に供することはできません。</p>                              |     |     |       |          |      |            |           |                     |
| 権利譲渡の禁止                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、本契約に基づく賃借権及び借地権を譲渡すること、本施設等を転貸することはできません。</li> </ul>  |     |     |       |          |      |            |           |                     |
| 契約の履行                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令、規則等の規定に違反したとき、及び契約に定めた事項に違反したときは、原則として、次の措置を講じます。</li> <li>①違約金の徴収（賃料の 2 年分）</li> <li>②損害賠償の請求</li> <li>③契約の解除</li> </ul>  |     |     |       |          |      |            |           |                     |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 施設等の返還にかかわる原状回復義務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本施設等を本市に返還するときは、落札者の費用で原状に回復し、返還していただきます。ただし、本市が原状回復することを必要しないと認める場合はこの限りではありません。</li> </ul>  |
| 契約不適合責任           | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市は本契約に関して一切の契約不適合責任を負わないものとし、借受人は、本施設等の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであっても、本施設等の補修、不足分の引渡しにより履行の追完、賃料の減額、若しくは損害の賠償の請求又は契約の解除をすることができません。</li> </ul> |

#### 4. 施設等利用の条件

|         |   |
|---------|---|
| 基本事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令・条例・規則及び要綱等を遵守してください。</li> <li>周辺環境十分配慮した計画を提案してください。借受人決定後は、やむを得ない場合及び改善する場合を除き、事業計画の変更は認めませんので、十分な検討を行った上で、実現可能な提案を行ってください。</li> <li>事業執行にあたり、周辺住民等への計画・工事説明及び周辺の環境対策等については、借受人の責任において適切に処置・対策を講じてください。</li> <li>その他必要な事項については、本市の指示に従ってください。</li> </ul>                       |
| 環境・景観等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺住民等への計画・工事説明及び周辺の環境対策等については、運営事業者の責任において適切に処理してください。</li> </ul>  |
| 供給処理施設等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>給配水、電気・ガス等、その他本施設等の使用に必要な手続き及び届出並びにこれらに要する諸経費は、すべて借受人において負担してください。</li> </ul>  |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施にあたっては借受人の責任と負担で構造物等の調査を行ってください。また、利活用に際し本施設等を改変する場合は、事前に本市と協議の上、構造物等に影響がない範囲で認めます。</li> <li>本施設等の管理について、本市と協議の上、管理協定を締結する予定です。</li> <li>管理区域については、清掃や草刈り等を行い良好な状態に管理してください。</li> <li>敷地内及び照明灯等の設備機器の定期的な保守点検、維持管理を行い、良好な状態に保つよう努めてください。維持管理にかかる費用は原則事業者の負担で行ってください。</li> </ul> |

#### 5. 応募申込資格

応募申込にあたって、応募申込者は、次の各号の要件を全て満たす必要があります。

|     |   |
|-----|---|
| (1) | 応募予定者登録を行っていること。  |
| (2) | 本施設等において、Ⅱ. 事業の概要の3. 公募条件「基本方針」(P. 3)に沿った施設の管理・運営に必要な資力、信用及び技術的能力等を有する企業または共同企業体(以下「JV等」という。)であること。 |
| (3) | 賃料及びその他本市に支払う金銭の支払能力を有する企業またはJV等であること。  |

(4)

以下の事項に該当しないこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続きの申立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。
- ③銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人。
- ④本市における契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると本市が認めたときから2年を経過しない法人。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア．本市から指名停止措置を受けている法人。
  - イ．競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ウ．落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
  - エ．正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき。
  - オ．落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき。
  - カ．本市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ⑤禁固刑以上の刑に処され、その執行の終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
- ⑥国税（法人税、消費税）、地方消費税及び市が賦課する税について未納の税額がある者。
- ⑦買受けた又は借り受けた不動産を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- ⑧次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
  - ア．本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。
  - イ．アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
  - ウ．上記ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等

|     |   |
|-----|---|
|     | に該当する者。(いただいた法人等情報を入札参加資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。)   |
| (5) | <p>JV 等の場合は、以下によること。</p> <p>①全ての構成企業が、上記(3)の要件を満たしていること。</p> <p>②構成企業の中から代表企業を決定し、代表企業は JV 等の意思決定を代表すること。</p> <p>③代表企業は、事業計画書等に基づく事業実施の総括、構成企業間の調整、本市との調整の窓口を行うとともに、借受人決定後もその役割は継承されるものとする。ただし本市が認める場合は変更可能とする。</p> <p>④応募申込後に構成企業を変更・追加することは原則として認めない。ただし、事業計画等において、予め計画されている場合はこの限りではない。</p> <p>④JV 等の役割分担が明確になっていること。</p> <p>⑤JV 等が負う法的責任については、JV 等の構成企業である各企業が負うこと。また、各構成企業の負担する責任については、全ての構成企業が負担すること。</p> <p>⑥JV 等を構成する各企業は、別に単独で応募することや、他の JV 等の構成員となることはできないこと。</p> |

| 用語   |                                  |
|------|----------------------------------|
| 代表企業 | JV 等の構成員のうち、応募手続きを行う企業。          |
| 構成企業 | JV 等の構成員のうち、代表企業と共に JV 等に出資する企業。 |

※トンネル施設賃貸借契約締結後、上記の事項に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象になります。

|   |
|---|
| <p><b>【神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）抜粋】</b><br/> <b>（暴力団等に関係するかどうかの照会）</b></p> <p>第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対して照会を行うものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者</p> <p>ア 次に掲げる書面を市長に提出した者</p> <p>イ (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面</p> <p>イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者</p> <p>ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者</p> <p>2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従わなければならない。</p> <p>第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団</p> |
|---|

|  |
|--|
| <p>員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。</p> <p>(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。</p> <p>(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。</p> <p>(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。</p> <p>ア 前条第1項各号に掲げる者</p> <p>イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員</p> <p>ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者</p> <p>(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。</p> <p>(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。</p> |
|--|

### Ⅲ. 申込方法等

#### 1. 実施要領等の配布

|      |   |
|------|---|
| 配布期間 | 令和8年6月12日（金）から令和8年7月31日（金）まで  |
| 配布場所 | 内陸・臨海振興課ホームページ<br><a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a26136/business/recruit/kobe_beltconveyor.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a26136/business/recruit/kobe_beltconveyor.html</a> |

#### 2. 応募予定者登録・辞退

##### (1) 登録

本公募へ応募申込を予定している事業者は、「様式6-1 応募予定者登録書」を内陸・臨海振興課のメールアドレスまで送付し、必ず応募予定者登録をしてください。

**応募予定者登録を行っていない事業者は、応募申込をすることはできません。**

JV等で応募申込を予定している場合は代表企業が登録を行ってください。

|      |   |
|------|---|
| 登録期間 | 令和8年6月12日（金）～令和8年7月10日（金）午後5時まで               |
| 提出先  | 内陸・臨海振興課メールアドレス<br>yuchi_kobo@city.kobe.lg.jp |

##### (2) 辞退

応募予定者登録を辞退する場合、速やかに「様式6-2 応募予定者登録辞退届」を以下のメールアドレスまで送付してください。なお、辞退する事業者で、Ⅲ. 申込方法等の6. 入札保証金の納付について「送付書類」(P.12)に記載の「納入通知書兼領収証書」を受け取っている場合は、下記の提出先まで「納入通知書兼領収証書」を返送してください。

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | 令和8年6月12日（金）～令和8年7月31日（金）午後5時まで               |
| 提出先  | 内陸・臨海振興課メールアドレス<br>yuchi_kobo@city.kobe.lg.jp |

|  |   |
|--|---|
|  | 〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル9階<br>都市局内陸・臨海振興課 宛 |
|--|---|

### 3. 現地見学会

|      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 令和8年6月25日(木) 午後2時～午後5時(受付時間: 午後2時)<br>※雨天決行。ただし、荒天の場合は変更する場合があります。<br>※トンネル内には複数の残置物があります。現地見学会に参加の上ご確認ください。   |
| 集合場所 | ・現地見学会参加申込者に対して別途通知いたします。  |
| 申込方法 | ・メールに必要事項を入力済みの「(様式7) 現地見学会参加申出書」を添付し下記提出先アドレスへ送付してください。<br>・件名は「ベルトコンベア跡トンネル施設貸付 令和8年度 現地見学会の参加について」としてください。<br>※メール送信後、翌開庁日中に提出先アドレスからメール受信の連絡がない場合は、内陸・臨海振興課に電話(078-595-6676)でお問い合わせください。   |
| 提出先  | yuchi_kobo@city.kobe.lg.jp   |
| 受付期間 | 令和8年6月17日(水)～6月23日(火) 午後5時まで   |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現地説明会の参加申込には、応募予定者登録が必要となります。</u></li> <li>・<u>原則、質問受付には現地見学会の参加が必要となります。</u></li> <li>・参加人数は、各団体3名以内とします。</li> <li>・現地での質疑応答は行いません。</li> <li>・見学会に出席しなかったことを理由として、後日異議を申し立てることはできません。</li> </ul> |

### 4. 質問受付・回答

|               |  |
|---------------|--|
| 提出期間          | 現地見学会後～令和8年7月3日(金) 午後5時<br><u>質問受付には現地見学会の参加が必要となります。</u>  |
| 提出方法          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記①～④を記載した質問票(様式8)を電子メールにて提出してください。</li> <li>・件名は、「ベルトコンベア跡トンネル施設貸付 令和8年度 公募に関する質問について」としてください。</li> </ul> <p>&lt;記載事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①質問内容(簡潔に取りまとめること。)</li> <li>②法人名称、部署、担当者名</li> <li>③電話番号</li> <li>④メールアドレス</li> </ul> |
| 提出先           | yuchi_kobo@city.kobe.lg.jp   |
| 質問書提出における注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付期間以外の質問には一切お答えできません。</li> <li>・質問書提出以外の方法(電話・FAX等)での問い合わせには一切応じませんので、予めご了承ください。</li> </ul>   |
| 回答            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・質問の回答は、令和8年7月中下旬頃に、現地見学会参加企業の担当者宛に回答します。</li> <li>・回答の公表をもって、本募集要領の記載事項の追加又は修正事項とみな</li> </ul>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>し、回答内容は、本募集要領と同等の効力を持つものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質問者は原則非公開とし、質問でない判断される項目（要望や意見等）、本公募と関係ない質問には回答しません。</li> </ul> |
|--|--|

## 5. 申込手続き等

### (1) 申込用紙の配布

|      |  |
|------|--|
| 配布期間 | 令和8年6月12日（金）～令和8年7月31日（金）まで<br>（ただし、土、日、祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時）  |
| 配布媒体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として電子データ</li> <li>・実施要領をご確認のうえ、申込用紙の送付を希望される場合は電子メールにてお申込みください。その際、メールの件名は、「ベルトコンベア跡トンネル施設貸付 令和8年度 申込用紙の送付について」とし、本文に下記①～③の記載事項について入力してください。</li> </ul> <p>&lt;記載事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法人名称、部署、担当者名</li> <li>②電話番号</li> <li>③メールアドレス（データ送付先）</li> </ul> |
| 申込先  | yuchi_kobo@city.kobe.lg.jp   |

### (2) 申込の受付

|               |  |
|---------------|--|
| 受付期間          | 令和8年7月27日（月）～令和8年7月31日（金）午後5時必着<br>（ただし、土、日、祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時）  |
| 受付方法          | 持参又は郵送   |
| 提出先           | 〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル9階<br>都市局内陸・臨海振興課 宛  |
| 申込書提出における注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付期間内に到着しない申込は無効となりますので、余裕をもって発送してください。</li> <li>・提出された書類はお返ししません。</li> <li>・郵送の場合は、一般書留や簡易書留等配達状況の分かる方法にて提出してください。また、申込書の記載事項について、電話・メール等でのヒアリングを行います。</li> <li>・持参による場合は、提出時に申込書の記載事項についてヒアリングを行いますので、申込書を提出しようとする日の2日前（閉庁日を除く）までに、都市局内陸・臨海振興課（TEL 078-595-6676）に連絡の上、受付日時を予約してください。なお、予約されていない場合は、お待ちいただくことがあります。</li> <li>・配達状況に関するお問い合わせには一切お答えできません。</li> <li>・応募申込書兼誓約書の内、「入札書」については、必ず他の申込書類とは別にして、本市にご提出ください。詳しい提出方法は&lt;応募申込書等の提出時の注意点&gt;をご確認ください。</li> </ul> |

### (3) 申込に必要な書類

|        |   |
|--------|---|
| 事業計画書等 | ①応募申込書兼誓約書（様式1-1、1-2）【所定様式】                               |
|        | ②神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式2）【所定様式】                         |
|        | ③事業計画書（様式3）   |
|        | ④企業連合体調書（様式4）【所定様式】                                       |
|        | ⑤業務分担調書（様式5）【所定様式】  |
|        | ⑥申込資格に定める事業実績のわかる資料（パンフレット等）                              |
|        | ⑦入札書【所定様式】  |
| 身分証明関係 | ⑧印鑑証明書  |
|        | ⑨代表者事項証明書   |
|        | ⑩履歴事項全部証明書  |
|        | ⑪直近1か年の「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）                    |
|        | ⑫直近1か年の本店所在地の法人事業税・特別法人事業税の納税証明書                          |
|        | ⑬直近3か年に作成された貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費明細書、勘定科目内訳書 |
|        | ⑭定款   |
|        | ⑮法人概要   |

- ※1 提出部数は各1部です。
- ※2 証明書は発行から3か月以内の原本を提出してください。
- ※3 別途資料等の提出を求める場合があります。
- ※4 上記書類が揃わない場合、各項目の内容が確認できる資料を申込受付期間までにご準備いただきます。それまでに揃わない場合、申込は無効とします。
- ※5 提出にあたっての使用言語は、全て日本語、使用単位は計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位、使用通貨は日本円とします。また、日時については、特に断りがない限り、日本標準時とします。
- ※6 上記書類に該当するものが存在しない場合などは、代替書類の提出について本市と協議してください。
- ※7 JV等で申し込みをされる場合は、全参加企業分（代表企業、構成企業）の①、②、③（2頁～4頁のみ）、⑧～⑮を提出してください。

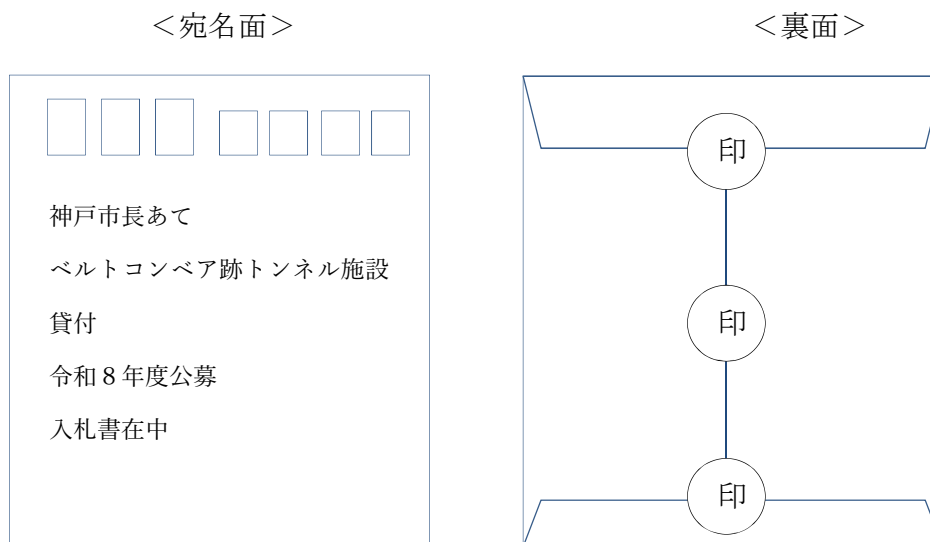
#### <応募申込書等の提出時の注意点>

##### 1. 「入札書」の記載方法について

- (1) 入札金額は、施設の月額賃料を表示してください。
- (2) 本件は、施設の貸付け（ベルトコンベア）のため、消費税及び地方消費税がかかりますので、入札金額はこれらを含めた金額を記載してください。（消費税及び地方消費税率は10%としてください。）
- (3) 金額のはじめの数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
- (4) インク又はボールペンにより記入してください。

## 2. 「入札書」の提出方法について

- (1) 応募申込書等の①～⑥、⑧～⑮とは別にしてご提出ください。
- (2) 入札書については、必要事項を記載し、代表者印を押印したものを予め封筒に入れ、封緘してください。
- (3) 封筒には下図のように記載し、封緘・割印してください。



※応募申込書等の記載方法についての問合せは、申込期間中対応いたします。その際、入札書の提示は不要ですので、取り扱いにご注意ください。

## 6. 入札保証金の納付について

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要があります。応募予定登録者に対し、本市より入札に必要な書類を送付いたしますので、下記により納付してください。（令和8年7月13日頃発送予定）

|        |  |
|--------|--|
| 送付書類   | ①入札保証金提出書<br>②入札保証金の「納入通知書兼領収証書」<br>③入札関係書類送付用封筒（緑色）   |
| 入札保証金額 | 360万円（月額賃料の6か月分相当）   |
| 納付方法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、本市の公金収納を取扱いしている金融機関で納付してください。所定の「納入通知書兼領収証書」以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は無効となります。</li> <li>・入札保証金が納入期限までに納付されていない場合、入札は無効となりますので、余裕をもって納付してください。納入期限は、本市より送付する「納入通知書兼領収証書」に記載しています。</li> <li>・落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の預金口座に振り込む方法により返還します。入札保証金は、その受入期間について利息は付きません。この返還には、開札後2～3週</li> </ul> |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合等は、より時間を要することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札後に契約を締結しなかった場合は、入札保証金の返還はできません。現況、周辺環境や法令等の制限等について、十分に調査を行ったうえで、入札してください。</li> </ul>  |
| 入札保証金提出書の記載 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「入札保証金提出書」に必要事項を記載し、実印を押印してください。</li> <li>・納付済みの「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。</li> <li>・返還用口座の確認できる書類（通帳等）の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に、貼り付けてください。</li> </ul> <p>※入札保証金の返還用口座内容については、返還用口座の口座番号と名義人の確認できる書類（通帳の表紙の裏面）の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。記入に誤りがある場合は、変更願の提出をお願いする等、返還に日数を要することになります。</p>   |
| 入札保証金提出書の提出 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札関係書類送付用封筒（緑色）に「入札保証金提出書」を封入のうえ、郵送（一般書留や簡易書留等配達状況の分かる方法）にて提出してください。なお、直接持参いただいても結構です。</li> </ul> <p>（提出先）<br/>〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル9階<br/>都市局内陸・臨海振興課 宛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「入札保証金提出書」の提出とは別に、<u>入札保証金の納付後に、入札保証金の「納入通知書兼領収証書」（納付済み）のデータを電子メールにて下記まで提出してください。</u></li> </ul> <p>（提出先）<br/>内陸・臨海振興課メールアドレス<br/>yuchi_kobo@city.kobe.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出期限については、入札参加申込者に対して別途通知いたします。</li> </ul> |

## 7. 開札

### 1. 入札書の開封について

- (1) 申込書等提出された資料に基づき、借受人としての資格（Ⅱの5. 応募申込資格）の有無について審査（以下、「資格審査」という。）します。なお、資格審査で資格等を有しないとされた場合は、当該申込者に結果を通知します。
- (2) (1)の資格審査で借受人としての資格等を有するとされた申込者を対象として、入札書を開封します。また、開札会場・開札日については、入札参加申込者に対して別途通知いたします。
- (3) 開封への立会は任意です。開封時に同席しなかったことを理由として、後日異議を申し立てることはできません。

※開札会場への入場には、入札保証金の「納入通知書兼領収証書」（原本又は写し）が必要となりますので、必ずご持参ください。

※代理人（社員の方を含む）による出席については、委任状（法人代表者印をご捺印して下さい）と代理人本人の身分証明書（運転免許証、パスポートなど）も併せてご持参願います。

※立会人としての同席は、代理人を含め2名までといたします（立会人については、本人の身分証明書（運転免許証、パスポートなど）をご持参願います）。

- (4) 複数の事業者から申込がある場合は、入札価格が最も高い事業者を借受人として決定し、借受人としての資格を有する申込者に結果を通知します。なお、入札価格が同額の場合は、入札書の開封時に抽選を行い、優先順位を決定します。
- (5) 開札結果は、入札参加者全員に対して郵送いたします。開札会場では、落札者の氏名及び落札金額を発表します。また、入札参加者全員の入札額（落札額を含む）及び落札者名は公開することがあります。
- (6) 借受人に決定した事業者と契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者を借受人に決定します。借受人の決定後に、借受人の都合により契約を辞退した場合は、原則として辞退の日から1年間は、都市局内陸・臨海振興課が実施する公募への参加はできません。
- (7) 不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (8) 再入札は行いません。

## 2. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- ① 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- ② 「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- ③ 最低月額賃料に達しない金額をもって入札したとき。
- ④ 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ⑤ 「入札書」に記名及び実印での押印がないとき。
- ⑥ 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- ⑦ 2通以上の「入札書」を提出したとき。
- ⑧ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ⑨ 入札者の資格のない者が入札したとき。
- ⑩ 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- ⑪ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- ⑫ 「入札書」の金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないとき。
- ⑬ 上記①～⑫に掲げるものの他、本市が不相当と認めたとき。

## 8. 支払期限

| 内 容       | 期 限                 |
|-----------|---------------------|
| 契約保証金     | 本契約の締結日まで           |
| 初回賃料      | 本施設等引渡日まで           |
| 賃料（第2回目～） | 毎年契約で指定する日まで（前期・後期） |

注1) 契約保証金は月額賃料（落札額）の12か月分です。契約の確定と同時に入札保証金を契約保証金に充当します。入札保証金が契約保証金に対して不足する場合はその差額を本市所定の「納入通知書兼領収証書」により、本契約締結日までに本市の公金収納を取り扱っている金融機関で納付してください。

注2) 賃料及び契約保証金は、公租公課、物価又は地価の上昇その他経済事情の変動により、当該賃料が不相当と認められる場合は、見直しすることがあります。

注3) 初回賃料は、本施設等引渡日までにお支払いいただきます。支払期限を守らなかった場合は、年14.6%の割合で計算した遅延損害金をお支払いいただきます。

## 9. 契約の締結

- (1) トンネル施設賃貸借契約及び事業用定借は、令和8年10月頃に締結します(予定)。
- (2) 後日指定した期日までに落札者が契約に応じない場合には、落札者としての資格を失います。落札者が契約資格を失った場合は、入札時に次に高い価格をもって入札した者を落札者とし、後日指定した期日までにトンネル施設賃貸借契約及び事業用定借を締結します。

## 10. 施設等の引渡し

- (1) 本施設等は、現地立会いの上、現状有姿で引渡します。ただし、都合により現地立会いを行わない場合は、契約期間の初日に現状有姿で引渡したものとします。
- (2) 落札者が事業の運営に必要な設備等の工事を行う場合、工事着手は施設等の引渡し後に可能です。

## 11. その他事項

- (1) 本実施要領に修正・変更・追加等があった場合は、応募申込者全員に電子メールにて送付します。
- (2) 神戸市条例・規則・要綱及び関係法令・条例を遵守してください。
- (3) 本実施要領に定めるものの他、必要な事項については、本市の指示に従う必要があります。

## IV. 添付資料一覧

### 1. 提出図書様式集

- ①応募申込書兼誓約書（様式1-1、1-2）
- ②神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式2）
- ③事業計画書（様式3）
- ④企業連合体調書（様式4）
- ⑤業務分担調書（様式5）
- ⑥応募予定者登録書（様式6-1）
- ⑦応募予定者登録辞退届（様式6-2）
- ⑧現地見学会参加申込書（様式7）
- ⑨質問書（様式8）
- ⑩入札書（様式9）

### 2. トンネル施設賃貸借契約書（案）

### 3. トンネル施設維持管理協定書（案）

#### 【問い合わせ先】

担当課：都市局内陸・臨海振興課

所在地：神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
三宮国際ビル9階

電 話：078-595-6676（直通）

E-mail：yuchi\_kobo@city.kobe.lg.jp

